

# 四日市市こども計画策定業務委託仕様書

## 1. 委託業務名

四日市市こども計画策定業務委託

## 2. 業務の目的

本業務は、こどもと子育てにやさしいまちづくりに向けた環境整備を総合的かつ計画的に進めるため、令和5年12月に国が示した「こども大綱」を勘案し、こども基本法第10条に規定されている「市町村こども計画」である「四日市市こども計画」を策定することを目的とする。なお、「四日市市こども計画」には、次の5計画を包含するものとする。

- ① 少子化社会対策基本法に関する少子化社会対策計画
- ② 子ども・若者育成推進支援推進法第9条に基づく市町村子ども・若者計画
- ③ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく子どもの貧困対策についての計画
- ④ 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画
- ⑤ 子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画

## 3. 委託期間

契約の日から令和7年3月31日まで

## 4. 業務の内容

### (1) ワークショップ業務

#### ① ワークショップの企画・運営

(ア) こども・保護者等の意見聴取のため、ワークショップ（16人程度で行うワークショップを6回程度、1回につき2時間程度）の企画及び運営を行う。

(イ) 令和5年度に実施した調査結果等を基に、ワークショップの対象者やテーマ等に関する企画書を作成し提案する。その際、こどもを対象としたワークショップを必ず4回程度計画する。

(ウ) 実施にあたり、必要に応じて、参加者が利用できる託児サービスを用意すること。その際、市は託児サービスを行える事業者の情報を提供する。

(エ) 市が用意した指定の会場で行うこと。なお、託児を行う会場は、ワークショップを行う会場付近に確保し、託児サービスを手配すること。

(オ) ワークショップでは、司会進行及びファシリテーターとしての役割を担うものとし、事前準備から片づけに至るまで一貫した運営を行う。

#### ② ワークショップ用の資料及び報告書の作成

(ア) ワークショップで使用する資料を作成・印刷する。

(イ) ワークショップでの意見や要望の整理、分析、利活用方法などをまとめた報告書及び議事録を作成し、開催後2週間以内に報告する。なお、報告書は、次回のワークショップや市ホームページにて公開できるよう、分かりやすく簡潔にまとめること。

### (2) ヒアリング業務

#### ① ヒアリング調査の実施

(ア) 子育て支援団体等（10団体程度）へ事前にヒアリングシートによる調査を行い、そ

れを基にヒアリングを行う。なお、ヒアリングを行う団体等については、市が選定する。

(イ) 令和5年度に実施した調査結果や先進事例等を基に、ヒアリングシートを作成する。

(ウ) ヒアリングを行う団体等への連絡調整などを行う。

② ヒアリング調査の資料及び報告書の作成

(ア) ヒアリングで使用する資料を作成・印刷する。

(イ) ヒアリング内容を記録するとともに、調査で得た意見や要望の整理、分析、利活用方法などをまとめた報告書を作成し、ヒアリング後2週間以内に報告する。

(3) 計画策定業務

① 統計データ等による現状把握と課題の整理

こども計画の対象となる年齢に留意し、こどもまんなか社会の実現に向けた計画策定とするためにEBPMの推進を図る。本市の統計だけでなく国や県の統計データも活用し、本市の特徴や課題の整理をする。

② 計画の策定

「第2期計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）」及び「第2期四日市市子ども・子育て支援事業計画中間改訂版（令和5年度～令和6年度）」の取り組み等の進捗状況を踏まえ、成果と課題を分析し、こども計画を策定する。計画の策定にあたっては、本市の現計画及び社会の動向を把握した上で、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案するとともに、新たに包含する「子供・若者育成推進支援推進法第9条に基づく市町村子供・若者計画」と「少子化社会対策基本法に対処するための少子化社会対策計画」の内容を盛り込む。

③ 子ども・子育て支援事業計画の更新

利用者ニーズに応じた提供体制を確保するため令和5年度に実施した調査結果等を基に、潜在的なニーズも含めて幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期を、区域を設定したブロック単位で検討する。その際、国の示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」だけでなく、本市のこれまでの事業利用の実績値の推移の傾向も考慮する。なお、人口推計を行う際には、市から提供する大規模開発の情報も考慮して行う。（令和5年度の調査において、「量の見込み」のベースは算出しており、「提供体制の確保」に関する業務が中心となる。）

④ 市のこども施策、子育て支援施策の方向性及び評価指標等の設定

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けて、本市が取り組むべき子ども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標（アウトカム）を提案する。

⑤ 計画書の構成、内容、施策体系等の検討及び計画の骨子案及び素案の作成

⑥ 計画の素案に係るパブリックコメントの実施に関する支援及びその結果の対応の検討

⑦ 計画案の編集及び計画書の作成（オールカラー）、市民にとって親しみやすかつわかりやすくまとめた概要版の作成

世代や性別等を問わず、親しみがもてるデザインとし、視覚的に理解しやすい図や表を効果的に用いると共に、イラストや写真も活用することでわかりやすい構成とする。文中に使用するイラスト、写真等は、市が用意するものを除き、受託者が用意するものとする。（20点程度）その際、第三者（委託者および受託者以外の者）が所有するイラスト、写真等を使用する場合は、受託者の責任において著作権処理等を行うものとする。

作成に使用するソフトは、イラストレーターとし左右のページに目次と連動したカラーインデックスを設ける。

- ⑧ 令和5年度に実施した調査及び令和6年度に実施するワークショップやヒアリングにおいて出た意見のまとめと分類を行い、計画書にどのように意見を反映させたかがわかるような結果の整理とフィードバックの実施

#### (4) 会議運営支援等業務

- ① 庁内外での意見調整等の場における説明資料の作成（随時）
- ② 四日市市子ども・子育て会議（年4回程度）が円滑に運営できるよう、会議の開催前に担当課と協議を行い、会議資料の作成に必要な基礎資料を作成する。会議資料案は、余裕をもったスケジュールで市に提示することとし、市の確認後に電子データを提供すること。
- ③ 四日市市子ども・子育て会議（2時間程度）に出席して円滑な運営を支援する。令和6年度に3回（令和6年8月頃、11月頃、令和7年3月頃）の開催を予定している。

### 5. 業務の実施に係る留意事項

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたり、本市と十分な協議を行い、その意図や目的を理解したうえで、適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたり、業務にかかる最新の事例、情報を収集し、業務への反映に努めるとともに、実効性の高い具体的な提案を行うこと。
- (5) 受託者は、業務の進捗について、本市に対して定期的に報告を行うこと。なお、本市担当者との打ち合わせを行った場合は、1週間以内に打合せ記録を提出すること。
- (6) 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (7) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (8) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

### 6. 提出書類

本業務の着手にあたり、受託者は契約締結後速やかに以下の書類を市に提出し、承認を受けるものとする。

#### ・業務計画書

なお、業務計画書には以下の事項を記載し、契約締結後14日以内に提出すること。

- ①業務概要 ②実施方針 ③業務工程 ④業務実施体制（緊急時の連絡体制含む）
- ⑤打合せ計画 ⑥成果品の内容、部数 ⑦使用する主な図書及び基準 ⑧その他

### 7. 成果品

- ① ワorkshop業務報告書 一式
- ② ヒアリング業務報告書 一式
- ③ 以下のデータを収録したDVD-RW

- ・上記①②の報告書（Word 及び Pdf）
  - ④ 計画素案 A 4 判（最大 150 頁程度、4 色刷） 20 部及び電子データ
  - ⑤ 計画書 電子データ
  - ⑥ 計画書概要版 A 4 判 6 頁程度 4 色刷 300 部及び電子データ
  - ⑦ 打ち合わせ記録：電子データ 1 式
- ※部数については総頁数の調整等により委託料の範囲内で変更することがある。

## 8. 業務の完了

納品後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

## 9. 支払方法

完了払とする。

## 10. 権利関係

### (1) 本業務における成果物の取扱い

- ①本業務の履行に係る成果物の所有権は全て市に帰属する。
- ②成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 条）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に市に無償で譲渡するものとする。

### (2) 著作権・知的財産権の使用

- ①本業務の履行に際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- ②上記にかかわらず、市がその方法を指定した場合はその限りではない。

## 11. 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

## 12. 暴力団等不当介入に関する事項

### (1) 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

### (2) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- ① 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- ② 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- ③ ①②の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

### 1 3. 障害者差別解消に関する事項

#### (1) 対応要領に沿った対応

- ① この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- ② ①に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

#### (2) 対応指針に沿った対応

上記（1）に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない

### 1 4. その他

- (1) 本業務により得られた成果品、資料及び情報等は、本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、遺漏してはならない。
- (2) 受託者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに委託者に報告しなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には、受託者の責任において一切を処理するものとする。
- (3) 業務完了後に、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な修正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は受託者の負担とする。
- (4) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書について疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第67条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破碎

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(苦情の処理)

第11 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(定期報告及び事故発生時における報告)

第12 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証及び確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。